【島根県】 水草の回収・資源化・利活用検討

【平成30年度
～令和元年度】

1. 背景・目的

- ✓ 近年、宍道湖及びその接続河川等において水草が大量発生し、漂着した水草による悪臭発生や、観光・漁業等の船舶航行への障害が課題となっている。その対応として、国交省、松江市、地元漁協等が個別に回収・刈取等を実施。
- ✓ 回収された水草は、松江市及び出雲市が焼却及び埋立による処分を行っているが、堆肥化等による資源化・利活用に興味を示す民間事業者も存在し、平成30年度より実証実験も開始。
- ✓ 水草の本格的な利活用の実現に向けては、コスト負担・水草の利活用に係る許認可含め課題が多数存在する。本検討を通じ、本件についての関係者の共通認識と役割分担の下、持続的かつ実現可能な回収・資源化・利活用プロセスの確立を図る。

2. 事業概要

- ✓ 水草の利活用の実現にむけて、各関係者（国、県、市、民間事業者）が互いの立場と対応可能範囲を理解・尊重した上で、実現可能な事業スキームの創出を目指す。
- ✓ 各関係者へのヒアリング及び議論を繰り返し実施し、現状及び立ち位置を整理の上、水草の利活用実現に必要な役割分担についての合意形成を図る。

【水草の利活用に向けた主要課題】

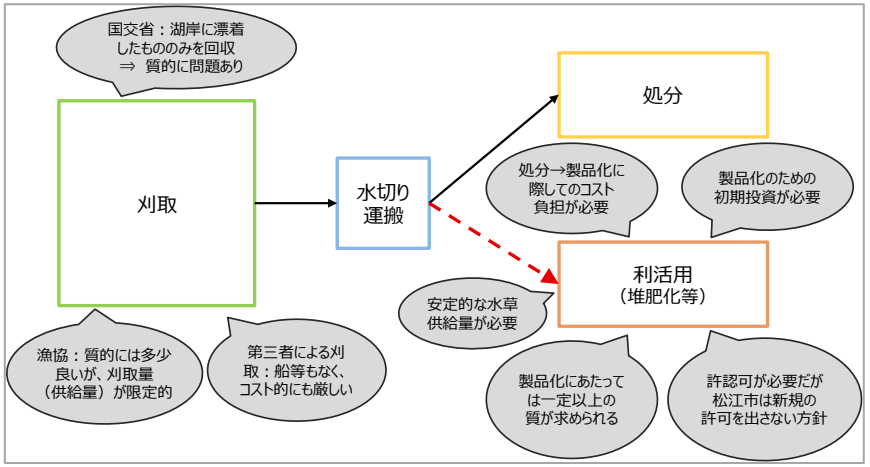

3. 地域プラットフォームの取組概要

主な取組項目	結果等
水草の利活用のための規制・許認可に係る条件等の確認・議論	現在は一般廃棄物として取扱い。水草を有価物として取り扱うのは現状難しい
民間事業者との対話を通じた、利活用の事業化のための必要条件等の整理	刈取を民間のコスト負担で行うことは困難。廃棄物処理として公共側から相応の「処分費」の支払いが必要
新たな刈取・利活用事業者候補の掘り起し	複数の社・団体にアプローチしたものの、初期コスト、事業化までの想定期間等の問題でいずれも当面は参画困難
国内類似事例（諏訪湖・琵琶湖）の調査・整理・共有	両事例共に県が河川（湖面）管理者であり、利活用についても主体的に推進。（宍道湖は国交省が管理者）

4. 取組成果

- ✓ 今年度、宍道湖の水草を用いて新たに実証実験を行った民間事業者が、来年度以降も堆肥化を継続する意向を表明した。これを受け、同事業者による事業化を前提に、当面の事業スキーム案についてプラットフォームの全体会議で議論の上、基本方針に合意。
- ✓ 利活用分について、国交省からの処分費支払いにより松江市の費用負担も軽減予定。同スキームへの出雲市の将来的な参画についても、一定の手続き・協議等を行えば不可能ではないことを出席者間で確認。

5. 今後の活動計画

- ✓ 来年度、関係者による既存の会議体を活用し、利活用分の処分費の設定、水草の受け渡し方法等、実施のための詳細条件等を議論し、事業化を推進。
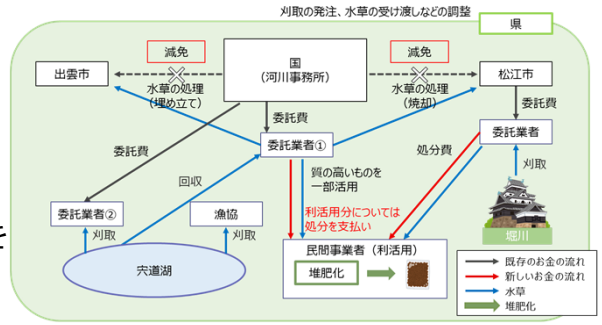
【当面の事業スキーム案】